

まちづくりにおけるシェアサイクル

国土交通省 都市局 街路交通施設課

令和5年3月 確報版

1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

1. シェアサイクルの取組動向

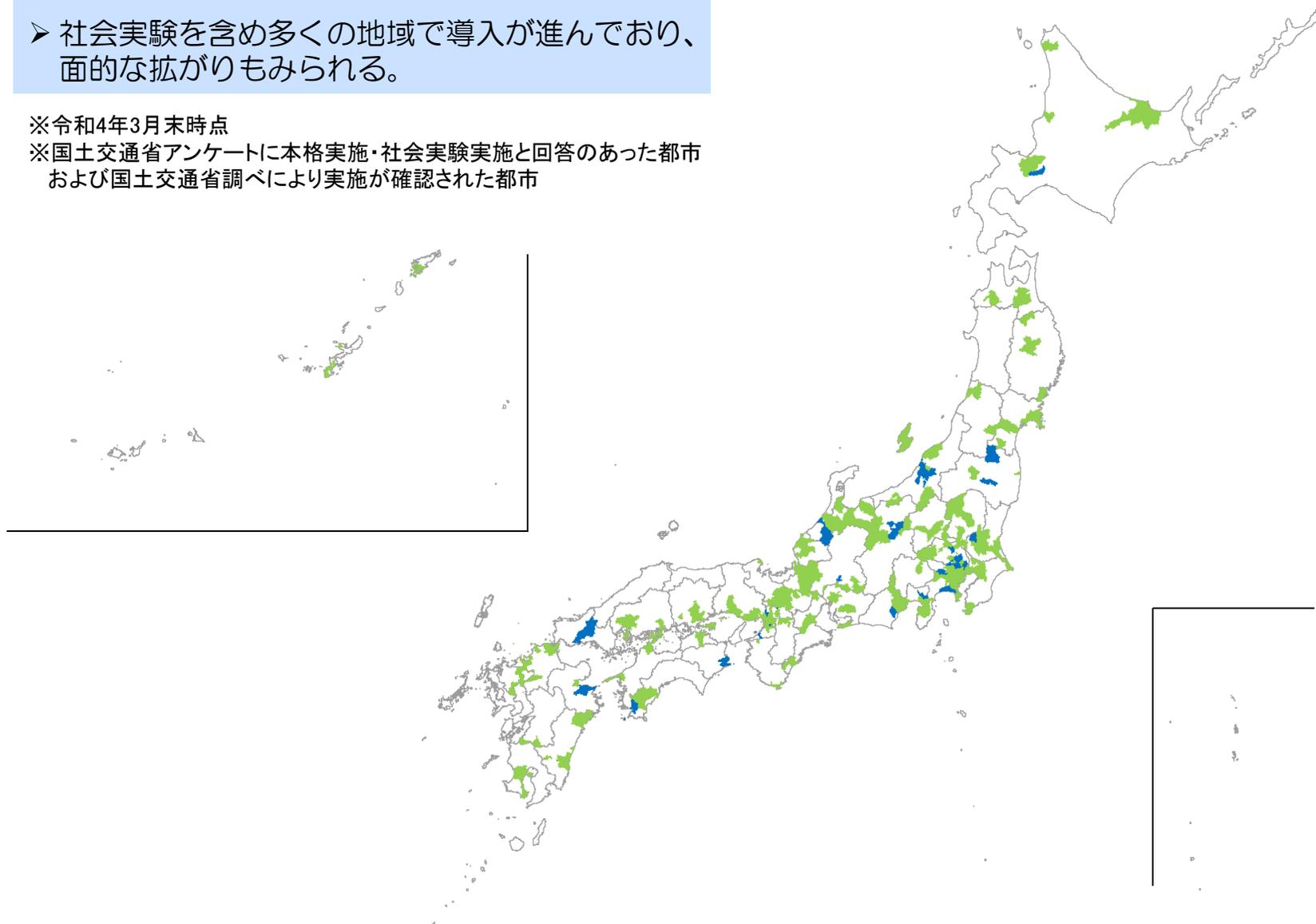
(1) シェアサイクル実施状況(確報)

- シェアサイクルの実施都市は全国に拡大。
- 社会実験を含め多くの地域で導入が進んでおり、面的な拡がりもみられる。

■ 本格実施 ■ 社会実験

※令和4年3月末時点

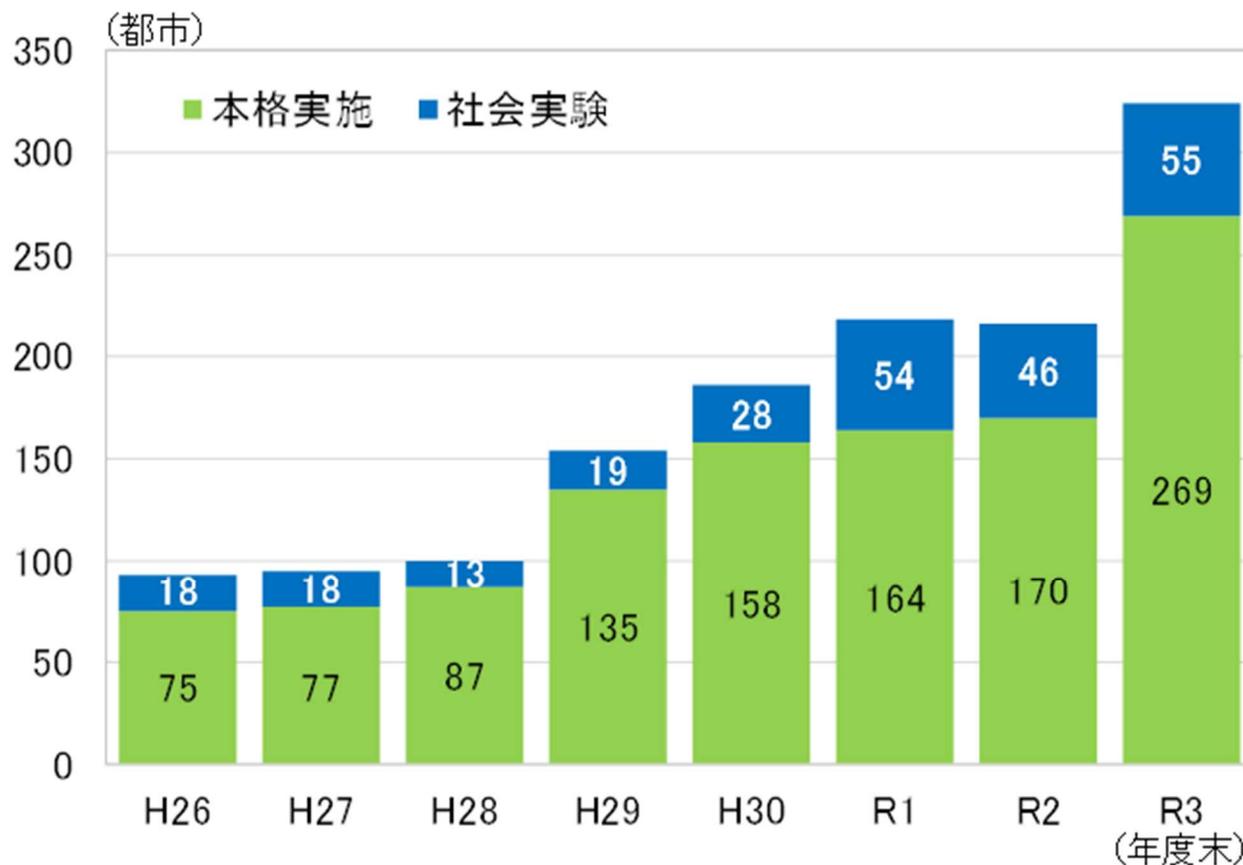
※国土交通省アンケートに本格実施・社会実験実施と回答のあった都市
および国土交通省調べにより実施が確認された都市



1. シェアサイクルの取組動向

(2) シェアサイクル実施都市数の推移(確報)

- シェアサイクルの本格導入都市数は令和3年度末時点で269都市。
- 本格導入都市数は毎年増加傾向にあるが、一方で撤退した都市も存在。



【シェアサイクルの検討中の都市数】

・検討中の都市数 75 都市

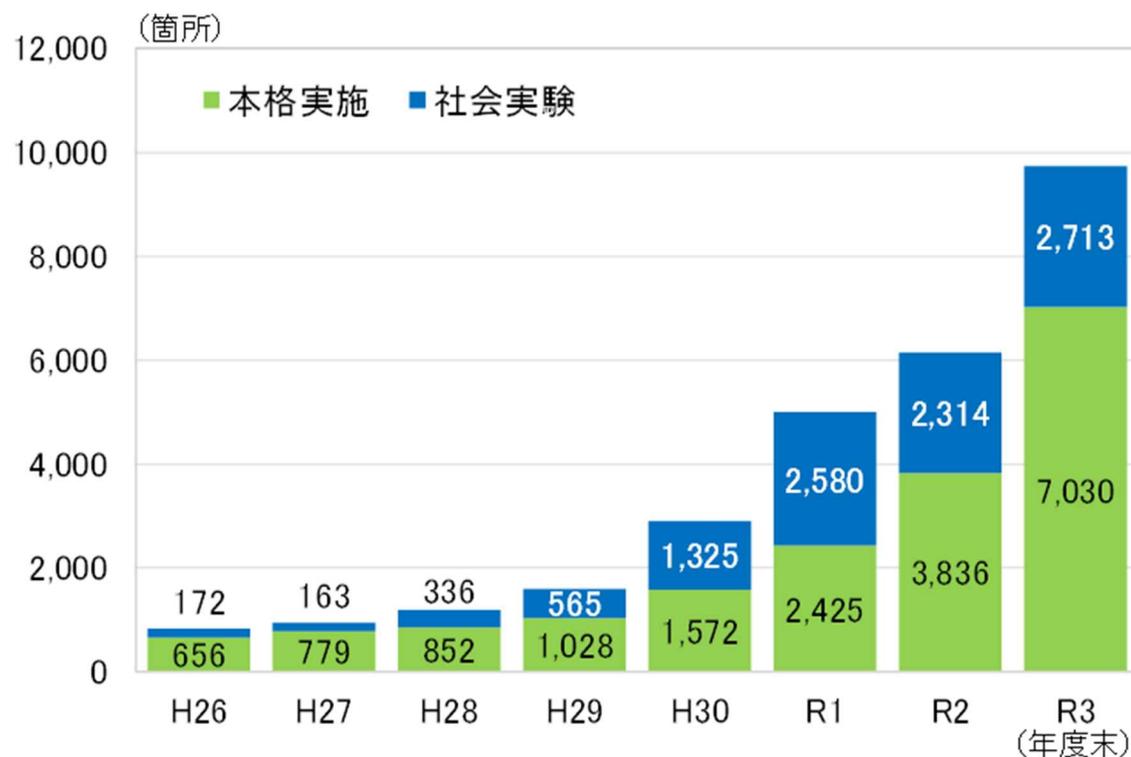
※国土交通省アンケートに本格実施、社会実験実施と回答のあった都市および国土交通省調べにより実施が確認された都市の集計

1. シェアサイクルの取組動向

(3) ポート数・ポート密度の推移(確報)

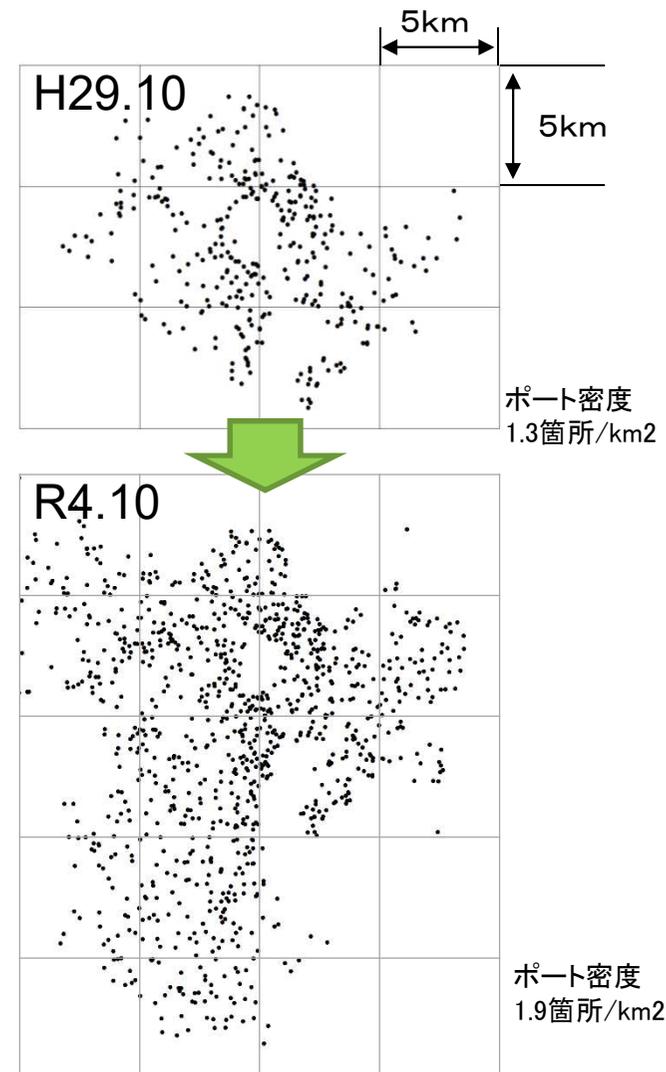
▶ ポート数は年々増加しており、設置密度も高まっているものと想定される。

【ポート設置数の推移】



※複数事業行う都市であっても、すべての事業を集計対象としている
 ※国土交通省アンケートに本格実施、社会実験実施と回答のあった都市および国土交通省調べにより実施が確認された都市の集計

【ポート密度の変化の例(東京都)】※国土交通省調べ



1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

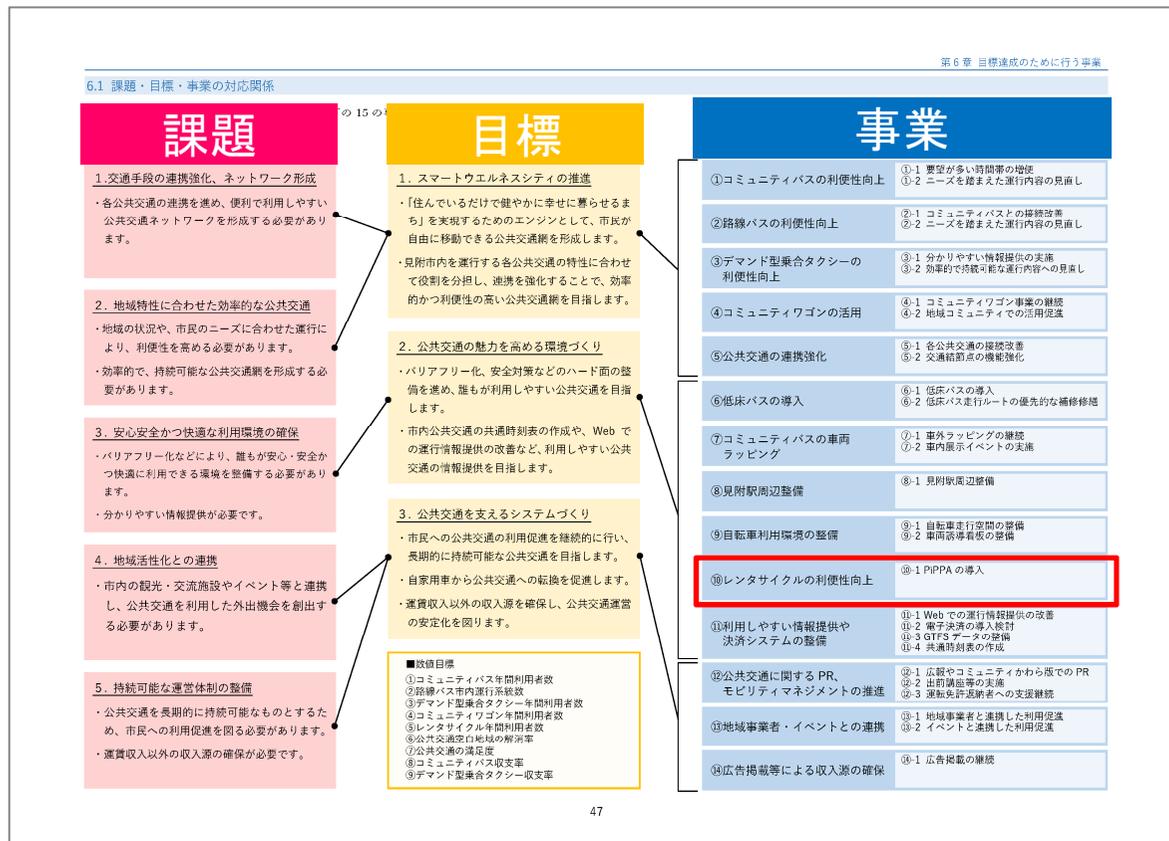
2. シェアサイクルに関する最近の動向

(1) 地域公共交通計画での位置づけ

➤ 自転車活用推進計画に加え、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画にもシェアサイクルを位置づけ、公共交通との一体的なモビリティシステムとして位置づけ。

■新潟県見附市の事例

地域公共交通の目的達成に向けた事業・施策として、シェアサイクルを位置づけ。(R3.3策定)



出典：見附市地域公共交通計画

第6章 目標達成のために行う事業

事業	⑩ レンタサイクルの利便性向上														
現状	○ レンタサイクルの利用者数は、年々増加しています。 ○ 貸出、返却の際には、受付場所となっている施設の管理人等が対応する必要があり、利用時間等が制限されています。														
事業の方向性	○ レンタサイクルの利用環境を改善し、市街地での移動手段として普及・定着を図ります。														
事業内容	■⑩-1 PIPPAの導入 ○ レンタサイクルの利便性向上のため、専用アプリから自転車を借りられるシェアサイクルサービス「PIPPA」を導入します。 ○ 専用アプリのみで貸し出しから支払いまでできるため、貸出場所に管理人が常駐する必要がなく、24時間の利用に対応します。 ○ 令和2年度10月、11月の試行運用の結果を踏まえ、車両や貸出場所等の整備を行うとともに、サービスの周知に取り組みます。														
写真	 <p>写真 PIPPAの利用イメージ 資料：PIPPAホームページ</p>														
実施主体	見附市地域公共交通活性化協議会、見附市自転車商組合、(株)オーシャンブルースマート														
実施工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩-1</td> <td>実装開始</td> <td></td> <td></td> <td>事業継続</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	⑩-1	実装開始			事業継続		
事業	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度									
⑩-1	実装開始			事業継続											
○PIPPA利用者の声(令和2年度試行運用)	・受付をしなくていいので非常に便利。 ・簡単に借りられるので、少しだけ使いたいときも借りようと思う。 ・移動距離が携帯アプリに出るので、運動した気分になれる。 ・自転車がお洒落。 ・もっと自転車置き場があるとありがたい。 ・指定の駐輪場で返却しようとしても、場所が違うなどのメッセージが出て困った。														

2. シェアサイクルに関する最近の動向

(2) 公共交通との連携

- ▶ 公共交通との連携として、駅・バス停留所近くへのポート設置のほか、駅構内へのサイン設置や統合的な情報提供などが進められている。

■ 駅・バス停直近へのポート設置

鉄道駅周辺



富山市
(JR富山駅前)

バスターミナル・停留所周辺



那覇市
(県庁北口バス停)



荒川区
(町屋駅前)



愛知県名古屋市
(オアシス21
バスターミナル)

2. シェアサイクルに関する最近の動向

■サイン連携の事例

駅での案内

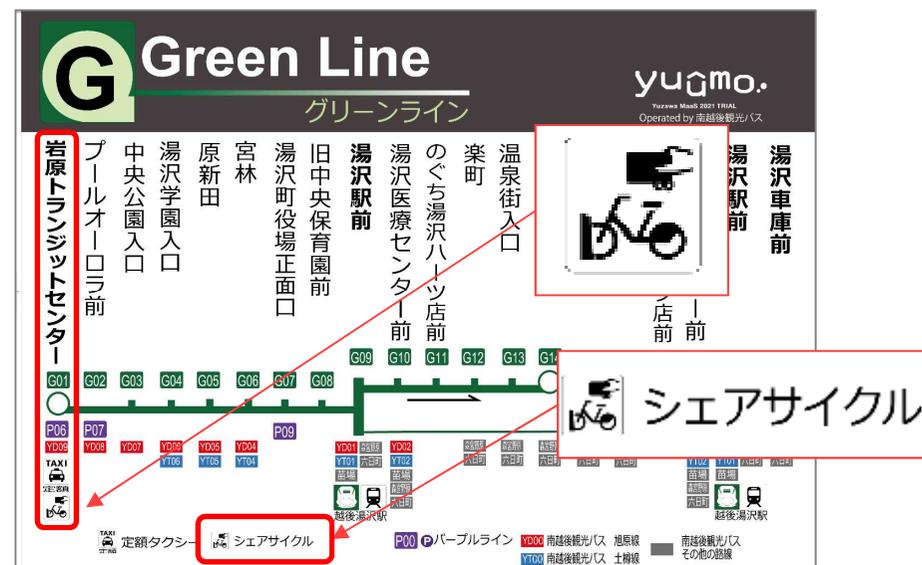


大阪市
(大阪メトロ谷町四丁目駅)

バスターミナルでの案内、バス車内での案内



新潟県湯沢町(岩原トランジットセンター 社会実験)



バス車内路線図

2. シェアサイクルに関する最近の動向

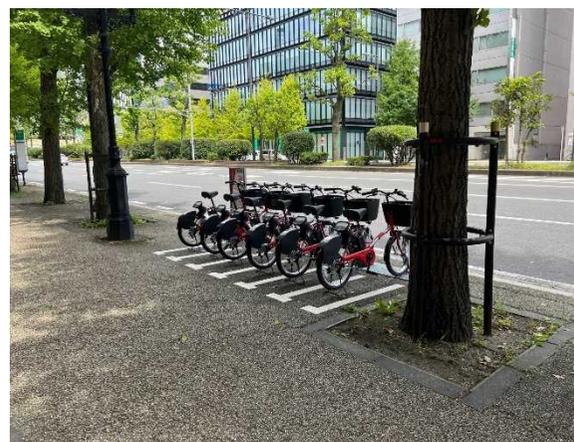
(3) 新規導入都市(新潟市)

サービス開始：R4.9.1～

- ▶ まちなかの回遊性向上やラストマイルの確保（公共交通の補完）などを目的として新潟市都心部の「にいがた2kmエリア」で展開。
- ▶ 新潟市が実施主体となり運営事業者が事業運営を行う公設民営として実施。

■ 概要

実施主体	新潟市
運営事業者	にいがたバイクシェア共同体（(一社)にいがたレンタサイクル、(株)NTTドコモ、エヌシーイ(株)）
自転車台数	150台
ポート数	29か所
料金	1回利用165円/30分 月額会員2,200円/月（最初の30分0円）
システムベンダー	ドコモ・バイクシェア （車上端末型）



2. シェアサイクルに関する最近の動向

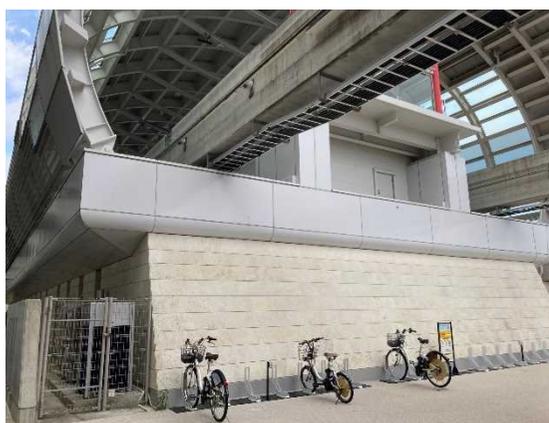
(4) 新たな展開を進めている地域(沖縄県 琉球大学)

- ▶ 琉球大学とENEOS、シェアサイクル事業者（OpenStreet）が交通渋滞問題解決のためのシェアリングモビリティの活用に向けた実証実験を行う共同研究契約を締結。（R3.2）
- ▶ 運営事業者を含めた4社で大学及びその周辺エリア（近隣モノレール駅ほか）で取り組みを実施。

■ 概要

研究目的 および内容	琉球大学の新生が自動車を持たなくても生活できる環境を整備することで、自動車通学率を抑え、大学構内および周辺の交通渋滞緩和に繋げる。シェアサイクルで利用する電力を再生可能エネルギーで供給し、脱炭素社会構築を目指す。
研究分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ENEOS: 企画全体の進行管理、関係者間の調整 ・琉球大学: 交通データ取得、学生に対する告知、データ・行動変容分析、シェアサイクルへの再生可能エネルギー供給 ・OpenStreet: シェアサイクルプラットフォーム「HELLO CYCLING」(※)の提供、シェアサイクル利用データ提供 ・プロトソリューション: 「HELLO CYCLING」を活用したシェアサイクルサービス「CYCY」の運営、自転車・ステーション等の設備の維持管理

ポートマップ



2. シェアサイクルに関する最近の動向

(5) ポートの設置方法の紹介～都市再生特別措置法に基づく占用特例の活用～

- ▶ ポート設置位置等を明示した都市再生整備計画（案）を策定し、公共施設管理者協議を経て、HPへの掲載等により公表することにより、公共施設におけるサイクルポートの占用特例が活用できる。
- ▶ 占用特例の活用のみを行う場合は、事務手続き上、国や都道府県との協議は必要とせず、地方公共団体の裁量で、都市再生整備計画の策定・公表ができる。

道路の占用特例

平成23年 都市再生特別措置法改正

○サイクルポート等について、一定の条件の下で、道路占用許可の特例として、無余地性の基準が緩和できる。

特例の対象施設

都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資する次の施設等であって、施設等の設置に伴い必要となる道路交通環境の維持及び向上を図るための措置が併せて講じられているもの。(都市再生法46条10項、同施行令16条)

① 広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすもの。例えば、オープンカフェ、キオスク、案内所、休憩所などが想定されます。

※食事施設・購買施設等は、今回新たに占用許可の対象になりました。(道路法施行令第7条第6号)

③ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

※①～③以外のベンチ、花壇、街灯等の施設については、従来どおり無余地性の基準が適用されますが、にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占用許可を申請することは可能です。



都市公園の占用特例

平成28年 都市再生特別措置法改正

○賑わいの創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加



都市公園への
サイクルポート設置（イメージ）

■ 占用特例の活用都市（令和4年3月時点）

- 道路・・・高崎市、名古屋市、神戸市、姫路市、岡山市 等
- 都市公園・・・江東区、名古屋市、姫路市 等

2. シェアサイクルに関する最近の動向

(6) 都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国都公景第93号
令和4年12月9日

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて

「令和4年の地方分権改革に関する提案募集」において、都市公園法上の公園施設にシェアサイクルポートが含まれている旨を明確化することについて提案があったことを踏まえ、シェアサイクルポートに関する都市公園法の運用上の考え方について、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村(指定都市を除く。)に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

都市公園法施行令第5条第6項に規定する駐車場には、自転車駐車場も含まれる。自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートは自転車駐車場の一形態であることから、同項に規定する駐車場に包含されるものであり、既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば、都市公園の効用を全うする施設として認められ、都市公園法第2条第2項第7号の便益施設として公園施設に該当すると解して差し支えない。なお、「コミュニティサイクル」、「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。

1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

3. シェアサイクルに関する支援制度

(1) まちなかウォーカブル推進事業 等

【所管 国土交通省都市局街路交通施設課 他】

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 【交付金】 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2
 【補助金】 都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

施行地区 ① 都市再生整備計画事業の施行地区※、かつ、
 ② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）
※立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村に対する令和6年度末までの経過措置は対象外

対象事業

【基幹事業】
 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、**エリア価値向上整備事業**、計画策定支援事業※ 等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
 - 道路の美化化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるコミュニティバブや公開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちなかの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

3. シェアサイクルに関する支援制度

(1) まちなかウォークアブル推進事業 等

【所管 国土交通省都市局街路交通施設課 他】

※エリア価値向上整備事業はまちなかウォークアブル推進事業を含む都市再生整備計画関連事業で実施可能

基幹事業：エリア価値向上整備事業

官民連携により既存の都市のインフラ又は施設を活用し、公共公益施設の利便性向上及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されているものを支援。

都市再生整備計画に
整備・維持管理を含めた官民の費用負担及び役割分担を位置付け

エリア価値向上整備事業

官民連携により既存ストックを活用し、公共公益施設の利便性向上、及び都市再生整備計画内のエリア価値向上に資する事業

既存ストックを活用した
・地域生活基盤施設の整備
・高質空間形成施設の整備
・既存建造物活用事業



青空駐車場を
広場へ転換

情報化基盤施設の整備
(センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等)



混雑状況を把握するための
カメラの設置

都市再生整備計画の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備の導入



シェアモビリティの
導入

情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備



混雑情報・防災情報等まちの
情報のリアルタイム発信

社会実験の実施
社会実験の一環として実施するコーディネート等



空き地を暫定利用した広場化の
社会実験

公共公益施設の整備と
一体である必要はない

主として
都市再生整備計画区域
において提供されるもの

提供される情報が主として
都市再生整備計画区域
に関するもの

公共公益施設を含めた区域
で実施されるもの

※5つのメニューいずれかのみでも実施可 16

3. シェアサイクルに関する支援制度

(2) 都市・地域交通戦略推進事業

【所管 国土交通省都市局街路交通施設課】

目的： 人口減少、少子高齢化への対応や、集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取組として、多様な交通モードの連携による持続可能なコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者※1: 地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
 - ※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む)も事業実施可能
 - ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率 : 1/3、1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業)



路面電車・バス等の公共交通の施設 (車両を除く)



自由通路



ペDESTリアンデッキ



駅前広場



シェアサイクル設備



自転車駐車場



バリアフリー交通施設



公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等



荷捌き駐車場



P&R用駐車施設

駐車場



社会実験

交通まちづくり活動の推進



情報化基盤施設の整備

デジタルの活用に係る社会実験

3. シェアサイクルに関する支援制度

(2) 都市・地域交通戦略推進事業 ～令和5年度 都市局関係予算 概算要求概要～

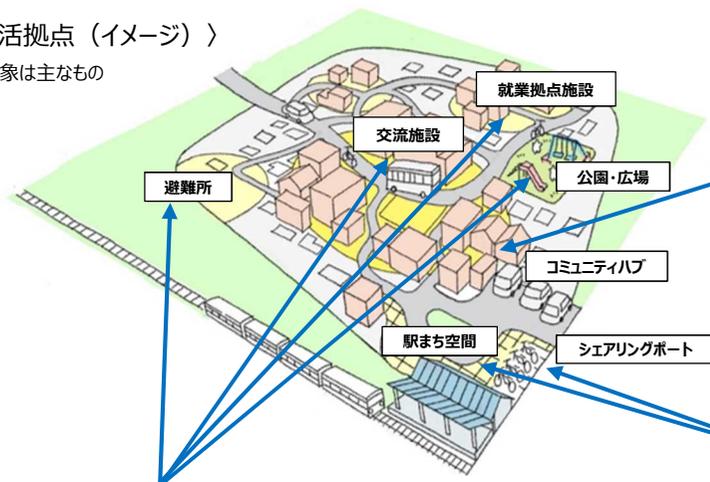
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

(1) 日常生活を支える地域生活拠点の形成

多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の充実を図るため、日常生活を支える地域生活拠点において、必要な都市機能・公共公益施設の誘導・整備、アクセス性の向上、ゆとりとにぎわいのあるウォークアブル空間の形成を推進する。

〈地域生活拠点（イメージ）〉

※支援対象は主なもの



滞在・交流の促進 (まちなかウォークアブル推進事業)

○地域生活拠点における滞在・交流空間の形成への支援

日常生活を支える地域生活拠点において、滞在の快適性の向上に資する公共空間の整備や既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進。

また、地域住民、来街者、関係人口等の多様な人々の滞在・交流を促進するため、地域の資源として存在する既存ストックやデジタル技術を活用したコミュニティハブ等の人々が集い憩う環境整備への支援を強化。



多様な人々が集うコミュニティハブ（イメージ）

アクセス性の向上 (都市・地域交通戦略推進事業)

○モビリティサービスの充実への支援

①新たなモビリティの普及への対応
・シェアリングポートの整備等の多様なモビリティの導入に向けた環境整備への支援を強化。



シェアサイクルの整備 (岡山県岡山市)

②誰もがアクセスしやすい交通環境の整備
・バリアフリー交通施設の整備にかかる支援を強化。

③駅まち空間の再構築
・駅まち空間の地域生活拠点への改修を支援。



改築した駅舎に観光案内所を併設 (奈良県奈良市)

都市機能の誘導・整備等 (都市構造再編集中支援事業)

○立地適正化計画に基づく公共公益施設の誘導・整備等への支援

立地適正化計画に基づき市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援。



都市機能の整備 (交流施設、病院、学校、図書館等)



公共公益施設の整備 (道路・公園・広場等)



防災力強化の取組 (避難所の整備・改修等)

3. シェアサイクルに関する支援制度

(3) 新モビリティサービス推進事業 ～新型輸送サービス導入支援事業～

【所管 国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課】

- ポストコロナにおける回復する移動需要を公共交通等で取り込むためには、
 - コロナ禍や社会経済情勢の変化により変容した利用者のニーズに的確に対応する
 - 移動の利便性を向上させる ことが重要。
- 一方、移動需要自体がコロナ前の水準に戻らない予測もされているなか、地域の公共交通を維持していくためには、
 - デジタル化を通じた移動サービス全体の効率化、高度化を図ることも重要。

公共交通等の面的な利便性向上

- 積極的に面的な移動サービスの利便性向上、高度化に取り組む事業者への支援
- 新モビリティサービス事業計画の策定、評価に取り組む事業者への支援
 - ✓ 地方公共団体、事業者が密接に連携して面的に高度なMaaSの取組について、官民が連携して取組を実施することで、移動の高度化やスーパーシティ/スマートシティを実現

【参考】ウィーンの事例

- ・ WIENER LINIEN（ウィーン市交通局）が、U-Bahn（地下鉄）、トラム、バスを一体的に運営。
- ・ 年間定期券により、近郊鉄道も含めた乗り放題サービスを提供。
- ・ デジタルチケット管理機能を持ったMaaSアプリも存在。



出典:2021/4時点 WIENER LINIEN HP

変容した利用者のニーズへの対応 デジタル化を通じた移動サービスの効率化

- ICカードやQRやタッチ決済、顔認証等の新たな決済手段の導入支援
 - ✓ 決済データ蓄積によりサービスの高度化を可能にし、接触を回避するという変容したニーズに対応
- シェアサイクルや電動キックボード、グリーンスローモビリティ等の新しいモビリティの導入支援
 - ✓ カーボンニュートラルに資するほか、ラストワンマイルの移動ニーズにきめ細やかに対応可能。パーソナル性の高い移動を求めるニーズに対応
- AIオンデマンド交通の導入支援
 - ✓ 地域において導入されているデマンド交通に対して、AIを用いたシステム導入によりルートや配車、さらには経営を合理化
- 交通情報のデータ化、混雑情報を提供するシステム等の導入支援
 - ✓ DXによる経営やサービスの効率化、高度化



3. シェアサイクルに関する支援制度

(3) 新モビリティサービス推進事業 ～新型輸送サービス導入支援事業～

【所管 国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課】

■ シェアサイクル、マイクロモビリティ等に係る部分の概要

概要

- パーソナルな移動を可能とするシェアサイクル、マイクロモビリティ等を運用するために必要な機器やシステムの導入を支援



シェアサイクル



電動キックボード

補助対象事業者

- シェアサイクル、マイクロモビリティ等の貸出拠点を設置し、又は管理する者

補助対象経費

- シェアサイクル、マイクロモビリティ等の導入に必要なシステム整備・改良費及び利用促進等に係る経費
- シェアサイクル、マイクロモビリティ等の貸出・返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル、マイクロモビリティ等を駐車するために必要な環境の整備・改良費

補助率

- 最大1/3

3. シェアサイクルに関する支援制度

(4) インバウンド受入環境整備高度化事業

【所管 観光庁外客受入参事官室】

訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、市区町村又は都道府県により策定された、もしくは市区町村の同意を得た「受入環境整備高度化計画」に基づき、点在する観光スポットへの周遊を促す電動キックボードや電動アシスト自転車の設置等を支援する。

インバウンド受入環境整備高度化事業



訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

■ インバウンド受入環境整備の高度化



- 観光スポットの多言語化
- 無料Wi-Fiの整備
- AIチャットボットの導入
- トイレの高機能化及び洋式便器の整備
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワークーション環境の整備
- グランピング環境の整備
- 段差の解消

- 消費の拡大**
- ・ 滞在時間の延長・消費の拡大を図るため、観光施設等における利便性向上やその地域ならではのイベント開催等に資する環境の整備を支援

- 賑わい拠点となる屋外広場の整備
- 近距離移動支援モビリティの整備



ナイトマーケット



観光施設内の移動支援

- 周遊の促進**
- ・ 環境に配慮しながら、点在する観光スポットへの周遊を促すため、電動キックボードや電動アシスト自転車の設置等を支援

- 多様な移動手段の整備



電動キックボードや電動アシスト自転車

補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの